

だれもが安心安全に暮らせる地域社会をめざして

もくじー

- P.2 親子交流会・災害とボラン ティア保険
- 粕屋町ボランティア連絡協 P.3 議会 登録団体のご紹介
- 日常生活自立支援事業の P.4-5 ご案内
- 赤い羽根共同募金 P.6-7
- おしらせ P.8



粕屋町社会福祉協議会では、町内にお住まいの知的障がいや発達障がいのある子どもと暮らす家 族を対象に、同じ悩みをもつ家族同士が語らい、交流を深めることができるような場や機会の提供 を目的に知的障がい者(児)・発達障がい者(児)親子交流会を開催しました。

今回の勉強会では、前回、子どもの発達に関する勉強会でお世話になりました、小松先生をお招 きして、家庭で簡単にできるビジョントレーニング*の方法を学びました。参加者は熱心に講師の話 しを聴かれ、「今日から始めたい」という声もありました。

また、交流会では、多くの家族が知り合う機会になったようで会場は、和気あいあいとした雰囲 気に包まれていました。

来年も親子交流会を予定していますので、皆さんぜひご参加ください。お待ちしています。

※ビジョントレーニングとは、米国で開発された、視覚機能を高めるためのトレーニングの一種で発達障がいの子 どもの学力・運動能力向上に有効であるといわれています。

今回、研修会に参加された方にお話しを聞きました。

Interview

○〉勉強会はどうでしたか?



- >・目のトレーニングなど実践できる内容でとても勉強になりました。
- ・視野から色々なことが分かるのは驚きでした。
- ・目のトレーニングを早速やってみたいと思います。
- ・目がどう関わってくるのか??という気持ちで参加しましたが、と てもわかりやすかったです。

言われてみると我が子の弱い部分に納得いくことがありました。



交流会はどうでしたか?



- ・小学校区毎に同じテーブルにしていただいたり、親と子を別にしていただいたことで、他の保護者とゆっ くりお話しができ、情報等も増え良かったです。
- ・初めてのサラダロードに感動しました。
- ・今年一番の目で見て楽しく美しい食事でした。
- ・自分以外にも自分以上に頑張っているお父様、お母様がいるとわかり励みになります。

🌘 > 今後、このような研修会があったらまた、参加したいですか?



- △〉・障がいのある子の学校、職業等に関する情報収集の場が欲しいです。
 - ・感覚過敏についてもっと勉強したいです。
 - ・同じ悩みを持つ保護者と交流がしたいです。
 - ・このような場に初めて出席しましたが、とても勉強になり良かった です。この場に引っ張ってくれた妻に感謝です。



災害と ボランティア 保険

大規模災害が発生すると、被災地には多くのボランティアさんが駆け付け、被災された 方や地域の復旧・復興支援のためにさまざまなボランティア活動が行われます。

その中で、ボランティアさんが安心してボランティア活動ができるように、ボランティ ア保険の事前加入をお願いしています。

居住地の社会福祉協議会で事前に保険に加入しておくと、被災地までの移動における事 故も補償対象になるので安心です。粕屋町社会福祉協議会では、平日の8時30分から17時まで受付を行っ

ています。(土日祝日は基本受付けておりませんが事前連絡を平 日にいただければ対応します) 保険料 (350円~710円) は全額本 人負担になります。

開設されている、災害ボランティアセンターでの加入も可能で すが、未加入で被災地に入られますと、ボランティア保険加入に 時間をいただくことになり、被災地の負担も増えます。

災害復旧作業に尽力している被災地の負担を少しでも軽減さ せるため、ご理解とご協力をお願いいたします。



粕屋町ボランティア連絡協議会 登録団体のご紹介

粕屋町ボランティア連絡協議会には、現在6団体と個人登録の方が登録をされ、各団体、さまざまな活動を行っ ています。

各団体、会員を募集しています。ボランティアに興味のある方、一緒に活動をしませんか?

ਡ手話の会

活動日 毎週月曜日

※第1週のみ水曜日

間 20:00~21:30 時

活動場所 サンレイクかすや

(粕屋町立生涯学習センター)

活動内容 手話の学習・ろうあ者との交流活動を

行っています。

七色の会

活動日 毎月第4木曜日

間 9:00~14:00

活動場所 福祉センター他

活動内容 身体障がい者生き甲斐対策支援通所事

業の実施やその際の給食ボランティア 活動、身体障がい者福祉協会への支援

等を行っています。

▲しおんの会

活動日 月曜日~金曜日

※祝日は休み

※月曜日は午後のみ、それ以外は午前と午 後に分かれて実施

※月1,2回の活動です。

間 午前の部 10:00~ 時

午後の部 13:00~

活動場所福祉センター

活動内容 ひとり暮らしの高齢者世帯等で訪問を

希望される方に福祉センターから電話

での訪問活動を行っています。また、 訪問者にはお誕生日にボランティアの

手作りの絵手紙に言葉を添えて贈って

おります。

🥌 友愛訪問の会

活動日 各区により活動

7月:暑中お見舞いのお手紙

12月:年賀状

希望者にお送りしています。

間 各区によって異なります。 舑

活動場所 各行政区で活動しています。

活動内容 各区の会員で構成され、ボランティア

の訪問を希望されるひとり暮らしの高

齢者、高齢者世帯等を対象に、民生委員・

児童委員・福祉委員の皆さまのご協力を 頂き、安否確認の訪問活動や話し相手

などの訪問活動を行っています。



■ぱーる会

活動日 月に3日、録音活動

第4金曜日、三つ葉の里への支援活動

時 間 10:00~17:00

活動場所 粕屋町立図書館

活動内容 広報かすや、議会だより、社協だよりの

音訳録音を行っています。

また、多機能型事業所三つ葉の里への

支援活動も行っています。

ガイアの響

活動日練習日:週2回

時

② 9:00~12:00

活動場所 サンレイクかすや

(粕屋町立生涯学習センター)

活動内容 粕屋太鼓の演奏、または出張演奏など

を行っています。

①毎週金曜日 ②毎週土曜日 間 119:00~20:00

※個人で活動したいという方がおられましたら、ご連絡ください。 問合せ:社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会 電話 092-938-6844

あなたの暮らしの安心のために

日常生活自立支援事業ので案内

「福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの?」「お金の使い方に不安がある」「通帳や印鑑を どこに置いたか忘れてしまう」など、生活の中でお困りことはございませんか?

粕屋町社会福祉協議会では、社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理な どに不安がある方々が住みなれた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをしています。

○ どんな人が利用できますか?

認知症、知的障がい、精神障 がいなどで、判断能力が不十 分なため、お金の使い方や支 払い、書類の書き方やお金の 管理に困っている方などが利 用できます。

- ☑ この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解で きる方が対象となります。
- ☑ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方や、認知症と診断を 受けている方に限られるものではありません。
- ☑ 施設や病院に入所、入院されている方でも利用できます。

ெどんなサービスがありますか?

次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

月々の支払いが きちんとできて

- ●福祉サービスの情報提供、助言、利用する(やめる)ための手続き。
- ■福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続き。
- ×【お手伝いできないこと】本人の買い物支援・保証人・施設や病院の入院・入所手続き。

日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- ●生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。
- ●福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払い。
- ×【お手伝いできないこと】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。



▶保管できるもの

年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

×【保管できないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵など



○費用はかかりますか?



相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。

ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。

利用料	1時間まで	1,000円	※その後、30分ごとに350	円かかります。
預かり料	預貯金通帳•	通帳印などの	預かり 月350円	
	年金手帳·証	書・実印・キャ	ッシュカードなどの預かり	月250円



◎どうすれば利用できますか?



まずは粕屋町社会福祉協議会にご相談ください。

利用(支援)開始までの流れ

相談受付

粕屋町社会福祉協議会に ご相談ください

- ●本人以外でも、家族など身近 な方、福祉サービス事業者な ど、どなたでも構いません。
- ●プライバシーに配慮し、相談 内容の秘密は守ります。

訪問調査

福岡県社会福祉協議会の専 門員と粕屋町社会福祉協議 会職員が自宅・病院・施設を 訪問し、相談にのります

- ●本人の困りごとや契約意思、 契約能力の確認をします。
- ●契約能力の確認が難しい場合 は、審査があります。

支援計画作成

本人の希望を聞き、 話し合って支援計画を つくります

●困っていることや希望を確か めながら、話し合って支援 計画をつくります。



契 約

利用契約を締結します

●契約は、内容に間違いがなけ れば、本人と福岡県社会福祉 協議会とで行います。

支援開始

※ここから利用料・ 預かり料が発生します。

サービスを開始します

●支援計画に沿って、粕屋町社 会福祉協議会職員がサービス を提供します。



○成年後見制度と日常生活自立支援事業との違いはなんですか?

「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援 助することに対し、「日常生活自立支援事業」は、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等に限定 されています。

	成年後見制度	日常生活自立支援事業	
概 要	財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う	日常的な生活援助の範囲内での支援をする	
具 体 例	・不動産や預貯金などの財産管理 ・介護サービスや施設入所の契約 ・悪徳商法などの不利益な契約の取り消し	・福祉サービス利用の申し込み ・福祉サービス利用料や公共料金、家賃などの 支払いのお手伝い ・大切な書類や印鑑、証書などのお預かり	
管 轄	法務省 (民法)	厚生労働省(社会福祉法)	
対 象 者	判断能力が低下した人	日常生活に不安のある人	
相談窓口	弁護士・司法書士・社会福祉士等	社会福祉協議会	
申し込み	本人等が家庭裁判所へ申立	本人等が社会福祉協議会へ申し込み	
費用報酬	家庭裁判所が決定	相談は無料で、援助は有料(基準あり)	
代 理 権	あり (保佐・補助の場合は申し立て必要)	あり(在宅福祉サービスの利用手続き、預貯金の 払い戻し)	
監督機関	家庭裁判所、後見監督人、任意後見監督人	都道府県社会福祉協議会、運営適正化委員会	

2つの制度はよく似ています。それぞれの違いを理解し、状況にあった制度を利用しましょう。

問合せ 社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会 電話 092-938-6844

あの人を、すべての人を、支えたい。

赤い羽根共同募金

今年も、10月1日から12月31日の3か月間、全国一斉に赤い羽根をシンボルと した「共同募金運動」が始まります。



ボランティアさんの一生懸命な姿 💪に 勇気と希望をもらいました

日頃から、町民の皆さまには共同募金にご 協力をいただき、誠にありがとうございます。

この募金で寄せられた浄財は、高齢者、障 がい児・者、青少年、住民全般の福祉(ボラン ティア活動など)に使途され、粕屋町を良くす るしくみづくりとして役立てられています。

今日までの皆さまのご協力に感謝しますと ともに、本年度も一層のご理解、ご協力をよ ろしくお願いいたします。





子育てへの気持ち ガラリと変わった、利用してよかった

共同募金への寄付と税制優遇について(個人のご寄付)

☑ 所得税の税額控除について

所得税の税額控除とは、所得税から一定の金額を控除する制度です。共同募金会に寄付した場合は、所得 控除と税額控除のいずれかを選べます。

なお、住民税については、従前から税額控除の適用を受けています。

▽ 所得控除と税額控除の控除額の比較

所得300万円 (課税所得165万円) の場合、所得税額は82,500円となります。 共同募金に下記の金額を寄付し、①所得控除を選択した場合と、②税額控除を選 択した場合の、控除後の所得税額の比較は下記のとおりです。

(1) 1万円寄付の場合

①所得控除を選択:所得税額82,100円(減税額400円) ②税額控除を選択:所得税額79,300円(減税額3,200円)

(2) 5千円寄付の場合

①所得控除を選択:所得税額82.350円(減税額150円) ②税額控除を選択:所得税額81,300円(減税額1,200円) ※企業などの法人は、従来どおり全額損金算入できます。







人に深く、暮らしにあたたかく。

糟屋郡粕屋町仲原2420-1 TEL 092-957-1194

糟屋郡宇美町宇美中央三丁目22-1 **TEL 092-932-4444**

糟屋郡志免町志免東三丁目14-18 TEL 092-936-2580 美儿小 糟屋郡新宮町夜臼六丁目9-17 TEL 092-963-1000

粕屋町社会福祉協議会葬祭推薦店 あんしん サポートシステム





平成30年度 赤い羽根共同募金キャッチフレーズ 『赤い羽根 幸せつくる あいことば…赤い羽根共同募金』



粕屋町からは、**粕屋町立大川小学校**が受賞されました。 おめでとうございます。

平成29年度(平成30年度事業分) 粕屋町社会福祉協議会へ配分されたお金 10.662.300円 (内訳)



高齢者地域福祉活動費として **2.578.000**[□]



児童・青少年地域福祉活動費として

2,628,000_円



障がい児・者地域福祉活動費として **1.259.000**_□



住民全般地域福祉活動費として **4,197,300**_円

災害と共同募金

平成29年度に発生した災害に対する災害等準備金の対応状況

(出典:赤い羽根 Vol.26 一部抜粋)

九州北部豪雨災害(福岡県、大分県)

平成29年7月5日から6日に九州北部地方で発生した豪雨災害では、福岡県の朝倉市、東峰村、大分県の日田 市など、九州北部の広域にわたって大きな被害が発生し、全壊289棟、半壊1.084棟、一部破損94棟、床上浸水203 棟の住家被害が確認されています。こうした被害に対して、福岡県では朝倉市、東峰村、添田町、大分県では日田市 に災害ボランティアセンターが設置され、他にも中津市などで被災者支援活動が展開されました。

災害ボランティアセンターの設置を受けて、福岡県共同募金会、大分県共同募金会では、災害等準備金により各 災害ボランティアセンター等に助成をし、被災地におけるボランティア活動の支援を行いました。

■九州北部豪雨災害 災害等準備金助成の状況

(単位:円)

福岡県共同募金会			大分県共同募金会			
	1	朝倉市災害VC	6,000,000	1	日田市災害VC	5,614,700
	2	東峰村災害VC	6,000,000	2	中津市社会福祉協議会	323,648
	3	添田町災害VC	2,172,231	合 計		5,938,348
合 計		合 計	14,172,231	※VC=ボランティアセンター		

|粕屋町社会福祉協議会||葬祭推薦斎場



*最期の大切な時間を 一軒貸し切りの空間で・・・

*密葬、家族葬、一般葬まで~

*見学・相談いつでも受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。

株式会社 ベルコ 原町営業所 粕屋町若宮1-11-5-2階

☎092-931-7150 平川まで



無料心配ごと相談所の開設

日常生活の悩みや心配ごとなど、弁護士に直接お会いして相談できます。(無料)

【開設時間】 10時~12時 ※一部予約制(10時と11時)

※それ以外の方は、随時受付(当日受付時間: 9時30分~11時30分まで) 【対象者】 町内在住者

※ただし、裁判所で訴訟中、弁護士に依頼済みの方は受付できません。 【開 設 日】 9月4日(火)・18日(火)、10月2日(火)・16日(火)、 11月6日(火)・20日(火)、12月4日(火)・18日(火)、 1月8日(火)・22日(火)

ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業(弁当配付)※利用条件有り

町内にお住まいのひとり暮らし高齢者の安否確認を目的にお弁当を配付しています。

【配付日】10月11日(木)、11月15日(木)、12月13日(木)、1月10日(木)

第37回シルバー囲碁大会 11月22日(木)(予定)

子育で情報誌発行(キッズネット)

【発 行 日】 9月20日(木)、10月19日(金)、11月20日(火)、12月20日(木)、1月18日(金) 子育て応援サロン(療育児・親子サロン)

作業療法士や臨床心理士等による発達障がいのある子どもの療育や、大学生ボランティアの協力を得ながら、親同士の交流を目的としたサロンを開催しています。

【開催日】 9月1日(土)、10月6日(土)、11月10日(土)、12月1日(土)、1月5日(土) ※変更の可能性あり

【時 間】 10時~12時まで

身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 (Newはげみ会) ※事前申込み必要 65歳以上の身体障がい者手帳所持者の方に対して引きこもり・孤立化防止を目的にサロンを

開催しています。 【開 催 日】 9月27日(木)、10月25日(木)、11月22日(木)、12月13日(木)、1月24日(木)

【時 間】 10時~14時まで

お茶の販売について

これまで事務局で対応していましたお茶の販売を平成30年4月より下記のように変更します。

【販売場所】 ボランティア連絡協議会窓口(粕屋町福祉センター内1階)

【時 間】 11時~13時まで

【販 売 日】 第1火曜日と第3金曜日 ※1月のみ第2火曜日と第3金曜日

9月4日(火)·21日(金)、10月2日(火)·19日(金)、11月6日(火)·16日(金) 12月4日(火)·21日(金)、1月8日(火)·18日(金)

社協では随時 このようなことを行っております

福祉サービスを 利用しやすい仕組みづくり

- ●福祉総合相談の実施、連携
- ●福岡ライフレスキュー事業 (生活闲窮者対策)
- ●生活福祉資金貸付事業
- ●日常生活自立支援事業
- ●ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動 など

安心で安全な 暮らしを支える基盤づくり

- ●指定居宅介護支援事業
- ●ふれあいバス(町内巡回バス)運行管理
- ●粕屋町サポーター制度の運営
- ●障がい児放課後等対策事業
- ●外出支援の充実 (車椅子の無料貸出)
- ●各福祉団体への活動の場の提供
- ●虐待問題に関する啓発 など

みんなが気軽に参加できる 環境づくり

- ●福祉センターの管理運営
- ●子育て支援事業(出前講座)
- ●軽運動・趣味の教室の開催
- ●ボランティア保険(加入手続き・事故対応)
- ●学生ボランティア育成
- ●ボランティア団体レベルアップ 研修支援
- ●疑似体験用具の貸出 など

ご相談・問合せはこちら

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

☎092-944-6511

九州線調道古貨にを久山方面に下りて左折ス:

住所: 粕屋町長者原東六丁目5番10号 粕屋町福祉センター内

電話:092-938-6844 FAX:092-938-6886

E-mail: kasuya-shakyo@blue.ocn.ne.jp

受付時間:平日8時30分~17時

粕屋町社会福祉協議会

〇 給委

ホームページリニューアル



QRコードからも、 粕屋町社会福祉協議会の ホームページへ簡単に アクセスできます!

f

Facebookも更新しています。 「いいね!」をお願いします。

☎092-937-4311

九州解實證海塘ス零



☎092-931-3533